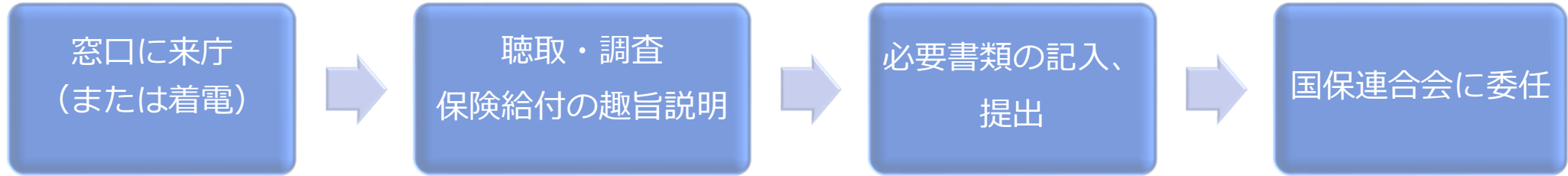


第三者行為求償事務 開始時の対応等について

宮城県国民健康保険団体連合会
財務課求償係

1 保険者窓口での対応

(1) おおまかな流れ



(2) 窓口に来る人（電話をかけてくる人）



交通事故等の第三者行為によってけがをした本人または家族です。被保険者が交通事故等で被保険者証を使う（もしくは既に使った）場合、窓口へ届出をする必要※があります。

※国保法施行規則第32条の6・高確法施行規則第46条・介護保険法施行規則第33条の2にそれぞれ定められています。

(3) 事故の概要の聴き取り

被保険者が窓口に来られた場合、概ね次のような手順で聴き取りを行います。

- ①「提出要否フローチャート」に添って聴き取りを行い、傷病届の要否を判断する。
- ②「他人が原因のけがや病気で保険を利用したら届け出を」のチラシを用いて、傷病届の必要性を説明する。
- ③「事故関連情報聴取票」損保会社が関与しないと思われる案件※の場合、事故の詳細を記録する。
- ④被保険者に「第三者行為による傷病届」を記載してもらう。

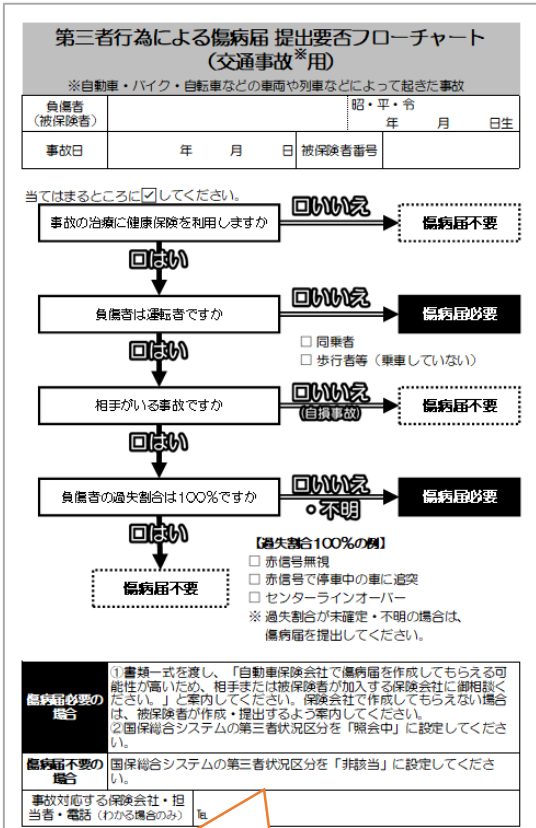
※被保険者のほうが過失が大きい、加害者が自賠責保険しか加入していない、など

上記の各種書類は、スターオフィスの「キャビネット」に格納しています。



(参考) 各種様式

① 「提出要否フローチャート」



② 説明用チラシ

他人が原因のけがや病気で保険を利用したら届け出を～「第三者行為による傷病届」が必要な理由～

保険の給付を受けられないケース (下部参照) を除き、事故によるけがや病気の治療でも健康保険を利用できます。

この場合、治療を受けた本人 (被保険者) の自己負担以外の医療費を、保険者 (※) が医療機関に支払います。

ただし、事故の原因が他人 (第三者) の行為の場合、保険者が支払った医療費には、本来相手方が支払うべき金額が含まれています。

そのため、保険者が支払った医療費のうち、相手方の過失分を、保険者から相手方へ後日請求します。このことを「第三者行為請求」といいます。

第三者行為請求を行うためには、「第三者行為による傷病届」が必要です。相手方の過失でけがや病気をし、健康保険を利用する場合は、必ずお住まいの市区町村へ「第三者行為による傷病届」を提出してください。

※国保における保険者とは市区町村及び国保組合のことを意味します。

【相手方の過失が90%の場合】

保険者から相手方へ請求 (90%)	本人へ現物給付済 (10%)	本人の自己負担
-------------------	----------------	---------

この請求をするために、「第三者行為による傷病届」が必要です。

← 保険者から医療機関へ支払い済の医療費 →

第三者行為請求は、医療費の抑制につながるものです。「第三者行為による傷病届」の提出にご協力をお願いします。

保険の給付を受けられないケース (給付制限)

- ① 負傷や疾病の原因が次のいずれかに該当する場合は、保険給付を行いません。(法60条) [注]
 - ・被保険者の故意の犯罪行為
 - ・故意に疾病にかかったり負傷したとき (※)
- ② 負傷や疾病の原因が次のいずれかに該当する場合は、保険給付の全部または一部を行わない場合があります。(法61条) [注]
 - ・被保険者の闘争、死闘または暴しい不品行 (良くない行動) によるもの

[注] 法二国民健康保険法

③ 「事故関連情報聴取票」

事故関連情報聴取票

受付日時・受付者	令和 年 月 日
被保険者	被保険者番号 被保険者氏名 被保険者住所・電話番号
事故発生日時	令和 年 月 日
事故発生場所	
事故状況	状況略図
相手方氏名	
相手方住所・電話番号	
免許番号 (ナンバープレート)	
関係する保険会社・拠点名・担当者名・電話番号	
上記会社の加入者	
その他特記事項	

※不明点がありましたら国保連 財務課 求償係までご確認ください。 TEL:022-222-7070

④ 「第三者行為による傷病届」

第三者行為による傷病届

項目	内容
届出者 (被保険者等)	保険者記号・番号 / 保険者名 被保険者記号・番号 / 被保険者氏名 / 生年月日 住所 / 電話番号
被害者 (加害者)	被保険者記号・番号 / 被保険者氏名 / 生年月日 住所 / 電話番号
事故発生日時	年 月 日 午前 / 午後 時 分
事故発生場所	
警察検定対象の検認	本件は、警察検定の対象となる業務上又は通勤中の事故ではありません。 (※事故発生状況報告書・被害者の医療状況届を提出し、チェック)
自・加害者保険	保険会社名 / 保険契約者名 保険会社名 / 契約者名 保険期間 / 自賠責証明番号
任意保険 (加害者)	保険会社名 / 担当者名 取扱住所所在地 / 電話番号 担当者名 / E-mail 保険会社名 保険契約者名 住所 保険期間 / 契約番号
被害者加入の保険会社の開示	保険会社名 担当者氏名 TEL () () () ()
治療機関	① 診療機関名 入院 / 療養開始日 年 月 日 退院 / 療養終了 (見込) 年 月 日 ② 診療機関名 入院 / 療養開始日 年 月 日 退院 / 療養終了 (見込) 年 月 日

「交通事故用」と「交通事故以外用」があります。被害者の受傷原因によって使い分けてください。

被保険者自身が記載が困難な場合は、保険者の代筆でも構いません。

2 国保連合会への委任

(1) 必要書類の整備

① 損保会社に関与しない事故の場合

次の「求償に必要な書類」を揃えます。

② 損保会社に関与する事故の場合

損保会社から作成支援※を受けることができます。損保会社に連絡を取り（損保会社から連絡が来る場合もあります）、書類の送付を依頼するとよいでしょう。

※「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」による。（令和3年7月1日締結）

《求償に必要な書類》

損保会社に関与しない場合	損保会社に関与する場合
<ul style="list-style-type: none"> ① 第三者行為による傷病届 ② 交通事故証明書 ③ 人身事故証明書入手不能理由書（物件事故の場合） ④ 事故発生状況報告書 ⑤ 同意書 ⑥ 誓約書（加害者から取り付け） 	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>「覚書」により損保会社が作成及び提出の支援を行うため、後日損保会社から保険者に送付されます。</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 委任状（2部） ⑧ 給付内訳書 ⑨ レセプト（2部、片面コピー） 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 委任状（2部） ⑧ 給付内訳書 ⑨ レセプト（2部、片面コピー）

※⑦～⑨は、どちらの場合も保険者において準備します。

(2) 国保連合会に委任する

◆ 次の書類を国保連合会 財務課求償係まで送付してください。

- ① 第三者行為による傷病届
 - ② 交通事故証明書
 - ③ 人身事故証明書入手不能理由書 (物件事故の場合)
 - ④ 事故発生状況報告書
 - ⑤ 同意書
 - ⑥ 誓約書 (加害者から取り付けられた場合)
 - ⑦ 委任状 (2部)
 - ⑧ 給付内訳書
 - ⑨ レセプト (2部、片面コピー)
- (4ページの①～⑨)

◆ 宛先

980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県国保連合会 財務課求償係

◆ 持参及び本会他部署への発送物と同梱でも構いません。

◆ 時効は民法では5年ですが、自賠責保険・任意保険とも3年ですので、なるべく早めの委任※をお願いします。

※案件によっては、委任が遅くなると損害賠償金が受け取れなくなる場合があります。



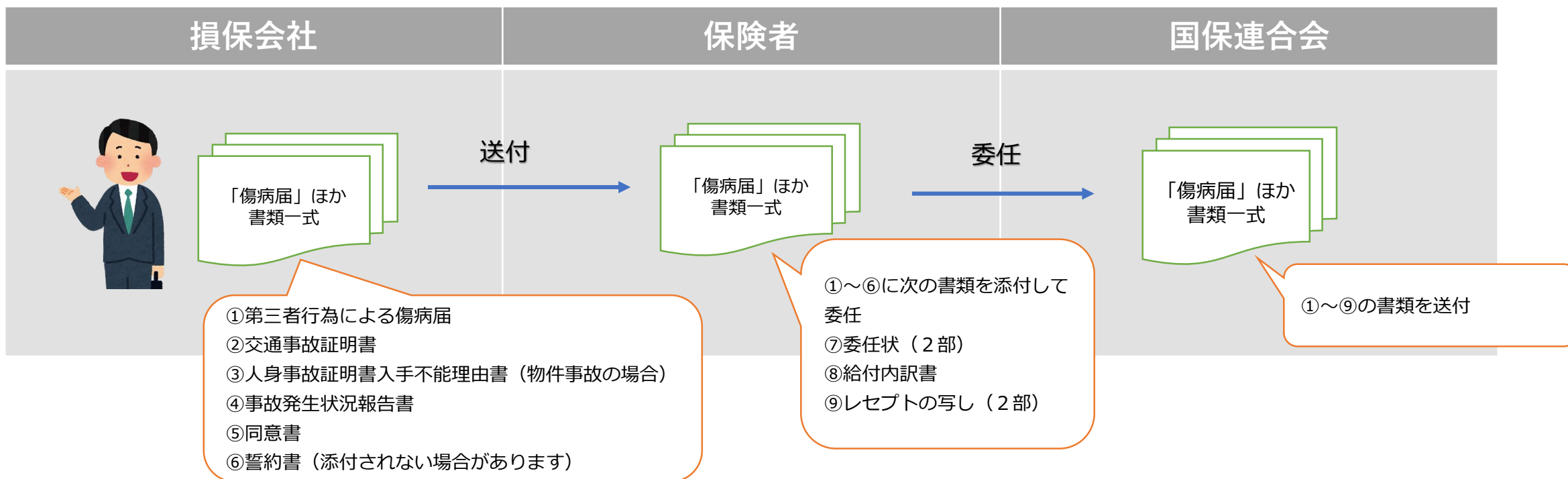
3 損保会社から書類が届いた場合

(1) 書類の確認

損保会社が関与する事故であれば各種書類の作成支援を受けることができます（4ページ「2(1)②」参照）。
 損保会社から書類が届いたら、委任状・給付内訳書・レセプトを添えて速やかに本会に委任してください。

※「⑥誓約書」は添付されない場合がありますが、なくても委任は可能です。

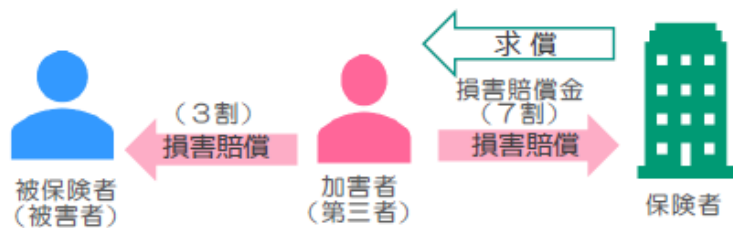
(2) 損保会社から書類が届いた際のイメージ



4 なぜ第三者行為求償が必要なのか

第三者行為求償事務は、本来であれば加害者が負担すべきであり保険者が代わりに負担している治療費（給付）を取り戻すことが目的です。大きく次の三点で示されます。

① 加害者の不法行為責任を免責せず追及すること



- 保険者は、被保険者に保険給付を行うことで、本来、加害者が被保険者に払うべき損害賠償金の内7割分の立替え払いを行っていることとなる。
- 保険者は、加害者が本来果たすべき賠償責任を免除させないため、求償を行う必要がある。

② 被保険者の二重利得を防止すること

※総医療費
10,000円の場合



- 病院に治療に行く前に、加害者から治療費として10,000円（10割）の賠償を受けた場合、被保険者は、損害賠償を受けているため、保険給付7,000円（7割）は受けられない。
- 誤って保険給付を受けた場合は、被保険者は、同一事由について、加害者と保険者から二重に補填を受けることになるため、保険者は、被保険者に対し不当利得の返還請求を行う。

③ 保険財政における公平性と財源の確保



- 国保等の保険料の賦課は、適切な医療費に基づいて算出されなければならない。
- 第三者行為によって発生した医療費は、第三者の不法行為がなければ発生しなかった費用であり、保険者は、保険財政の公平性と財源の確保のため、求償を行う必要がある。

5 第三者行為求償事務の根拠規定

第三者行為求償に関して、法律上では次の内容について定められています。

- ①損害賠償請求権の代位取得（被害者が有する加害者への請求権を、給付した保険者が代わりに取得する）
- ②給付免責（被害者が加害者から治療費を受け取った場合、保険者は保険給付する責任を免れる）
- ③第三者行為求償事務を国保連合会へ委託することが可能

【参考】国民健康保険法

第六十四条 市町村及び組合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村及び組合は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免れる。
- 3 市町村及び組合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

【参考】高齢者の医療の確保に関する法律

第五十八条 後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、後期高齢者医療給付（前条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額（当該後期高齢者医療給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、後期高齢者医療給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、その価額の限度において、後期高齢者医療給付を行う責を免れる。
- 3 後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国保連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

【参考】介護保険法

第二十一条 市町村は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項に規定する場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免れる。
- 3 市町村は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。